

大阪府沿岸漁業改善資金貸付要綱

第1 趣旨

府は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び大阪府沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年1月30日大阪府規則第5号。以下「府規則」という。）の定めるところによるほか、この要綱及び予算の定めるところにより、府規則第1条に規定する沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に対する沿岸漁業改善資金（以下「改善資金」という。）を貸付けるものとする。

第2 定義

この要綱の用語の意義は、法及び府規則の定めるところによる。

第3 貸付条件

1 貸付対象者

府規則第3条に規定する貸付けの相手方については、別表1から別表3のとおりとし、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団密接関係者である場合は、貸付けの相手方としないものとする。

2 沿岸漁業改善資金の内容

府規則の定めるところにより貸付けられる改善資金は、改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- (1) 経営等改善資金
- (2) 生活改善資金
- (3) 青年漁業者等養成確保資金
- (4) 認定中小企業者又は促進事業者が支援するために必要な(1)の資金

3 償還方法

- (1) 償還方法は、償還期間を1年以内とした貸付金は一時償還支払の方法とし、その他のものは、均等年賦支払の方法とする。なお、据置期間を設けた貸付金にあっては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により行うものとする。
- (2) 償還期日は、原則として、6月10日、11月10日、1月10日又は3月10日のいずれかとする。

4 融資機関が行う貸付けの条件

改善資金の貸付けの業務を行う融資機関（法第3条第2項に規定する融資機関をい

う。以下同じ。)が行う改善資金の貸付けの条件(貸付金の限度額、貸付金の利率、償還期間及び据置期間、期限前償還、支払の猶予及び違約金)については、府が直接、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に貸付ける場合と同様とし、また、知事から貸付資格の認定を受けなければならない。

5 貸付条件の遵守

知事は、改善資金を借入れる者に対して沿岸漁業改善資金借用証書の条件(特約事項を含む。)を遵守させるものとする。

第4 貸付資格の認定等

- 1 知事は、申請者が経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施することにより、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善、沿岸漁業従事者等の生活の改善又は近代的な経営方法若しくは技術を実地に習得する見込みがあると認められる場合は、沿岸漁業改善資金の貸付資格を認定するものとする。
- 2 知事は、第4の1の認定に当たっては、改善措置に係る事業(以下「事業」という。)が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、改善資金の貸付後3か月以内(青年漁業者等養成確保資金においては、6か月以内)に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。なお、青年漁業者等養成確保資金における研修等で、6か月以内に完了することが困難なものについては、改善措置に関する計画に記載する事業完了までの適正な期間を勘案するものとする。
- 3 知事は償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)について、改善資金の借入れを希望する沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を踏まえ、適正な期間を勘案するものとする。

第5 貸付け等の手続き

- 1 法第3条第1項に基づく貸付け(直貸方式)

府規則第5条に定める申請者のうち、府から直接貸付けを受けようとする者(以下「直貸申請者」という。)が府から改善資金を借り入れる場合の手続きは、府規則に定める手続きによるほか、次のとおりとする。

 - (1) 貸付資格認定申請等の手続き
 - ア 府規則第5条の定める沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に、府規則第5条第2項に定めるほか、次の書類を添えて、知事に提出するものとする。
 - (ア) 漁業経営等申告書(様式第1号)
 - (イ) 貸付対象者の要件に係る資料(法人の場合は、定款、商業登記簿謄本、所得税の確定申告書・決算書等直近3か年分、個人の場合は、所得税の確定申告書等直近3か年分)

- (ウ) 漁船耐用年数証明書（様式第2号）（青年漁業者等養成確保資金において、中古漁船を取得する場合に限る）
- (イ) 連帯保証人等計画書（様式第3号）
- (オ) 個人情報の第三者提供の同意書（様式第4号）
- (カ) 改善措置に関する計画の内容が分かる資料（カタログ等）
- (キ) 漁業許可証、漁船登録票等の写し
- (ク) 連帯保証人を担保とする場合において、個人の所得税の確定申告書等直近3か年分

イ 知事は、認定申請書の提出に併せ、府規則第5条の2の定める沿岸漁業改善資金貸付申請書の提出を受けた場合は、別に定める大阪府沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）に付し、同協議会の意見を聴いたうえで、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、府規則第5条第2項で定める沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書（その1）（以下「認定通知書（その1）」という。）と併せ府規則第6条第2項で定める沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（以下、「貸付決定通知書（その1）」という。）を当該直貸申請者に通知するものとし、当該直貸申請者が大阪府内の漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）に属する者であるときは、当該決定について、府規則第5条の2第3項に定める沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書（その2）（以下「認定通知書（その2）」という。）及び府規則第6条第3項に定める沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（その2）により漁業協同組合に通知する。また、貸付けをしない旨の決定をしたときは、沿岸漁業改善資金貸付資格不認定通知書（その1）（様式第5号。（以下「不認定通知書（その1）」という。）により、その旨を直貸申請者に通知するものとし、直貸申請者が漁業協同組合に属する者であるときは、その旨を、沿岸漁業改善資金貸付資格不認定通知書（その2）（様式第6号。以下「不認定通知書（その2）」という。）により漁業協同組合に通知する。

ウ 直貸申請者は、認定通知書（その1）及び貸付決定通知書（その1）を受け取った場合は、府規則第7条に定める沿岸漁業改善資金借用証書及び貸付金支払請求書（様式第7号）を知事に提出する。

エ 知事は、貸付決定を行った申請者、連帯債務者及び連帯保証人に対し、資金交付日の3日前（土日祝を除く。）までに本人を確認のうえ、面前で借用証書に署名押印を求めるとする。なお、借用証書に使用する印については、印鑑証明を添えるものとする。

(2) 担保等

担保又は連帯保証人については、府規則第4条に定めるほか、次のとおりとする。

ア 担保は、別に定める基準により徴求する。

イ 連帯保証人は、直貸申請者と家計を異にする者を1名以上とする。

ウ 連帯保証人は、貸付契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された

保証債務を履行する意思を表示した公正証書の正本を知事に提出するものとする。ただし、民法第 465 条の 9 に掲げる者についてはこの限りでない。

2 法第 3 条第 2 項に基づく貸付け（転貸方式）

府規則第 5 条に定める申請者のうち、融資機関から改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「転貸申請者」という。）の借入手続きは、府規則に定める手続きによるほか、次のとおりとする。

(1) 貸付資格認定申請等の手続き

ア 転貸申請者は、貸付けを受けようとする融資機関（以下「貸付希望融資機関」という。）に沿岸漁業改善資金借入申込書（様式第 8 号。以下「借入申込書」という。）を提出するとともに、知事に認定申請書と次の書類を添えて提出するものとする。

(7) 漁業経営等申告書（様式第 1 号）

(イ) 貸付対象者の要件に係る資料（法人の場合は、定款、商業登記簿謄本、所得税の確定申告書・決算書等直近 3 か年分、個人の場合は、所得税の確定申告書等直近 3 か年分）

(ロ) 漁船耐用年数証明書（様式第 2 号）（青年漁業者等養成確保資金において、中古漁船を取得する場合に限る）

(ハ) 連帯保証人等計画書（様式第 3 号）

(ニ) 個人情報第三者提供の同意書（様式第 4 号）

(ホ) 改善措置に関する計画の内容が分かる資料（カタログ等）

(ヘ) 漁業許可証、漁船登録票等の写し

(コ) 連帯保証人を担保とする場合において、個人の所得税の確定申告書等直近 3 か年分

イ 知事は、貸付資格認定申請書の提出を受けた場合は、別に定める大阪府沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）に付し、同協議会の意見を聴いたうえで、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、認定通知書（その 1）を当該転貸申請者に通知するものとし、当該転貸申請者が漁業協同組合に属する者であるときは、その旨を認定通知書（その 2）により漁業協同組合に通知する。また、貸付けをしない旨の決定をしたときは、不認定通知書（その 1）（様式第 5 号）により、その旨を当該転貸申請者に通知するものとし、当該転貸申請者が漁業協同組合に属する者であるときは、その旨を不認定通知書（その 2）により漁業協同組合に通知する。

ウ アの借入申込書の提出を受けた融資機関が、イの認定通知書（その 1）の通知を受けた転貸申請者に対して、改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「府貸付金」という。）の貸付けを受けようとする場合は、知事に沿岸漁業改善資金府貸付金貸付申請書（様式第 9 号。以下「府貸付金貸付申請書」という。）を提出するものとする。

エ 知事は、府貸付金貸付申請書の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い、貸付け

を行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、府貸付金の貸付けを受けようとする融資機関に沿岸漁業改善資金府貸付金貸付決定通知書(様式第 10 号。以下「府貸付金貸付決定通知書」という。)を通知するものとする。また、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

オ 府貸付金貸付決定通知書の交付を受けた融資機関は、速やかに、当該通知書に係る転貸申請者に対し沿岸漁業改善資金借受者貸付決定通知書(様式第 11 号)を通知するものとする。

カ 府貸付金貸付決定通知書を受けた融資機関が、府貸付金の交付を受けようとする場合は、知事に沿岸漁業改善資金府貸付金支払請求書(様式第 12 号)(以下「支払請求書」という。)を提出するものとする。

キ 知事は、支払請求書の提出を受けて、府貸付金の交付を行うものとする。この場合において融資機関は、府貸付金の交付を受ける際、知事に沿岸漁業改善資金府貸付金借用証書(様式第 13 号)を提出するものとする。

ク 府貸付金の交付を受けた融資機関(以下「府貸付金借受融資機関」という。)は、次の各項を遵守するものとする。

(ア) 府貸付金を貸付けの目的以外に使用しないこと。

(イ) 知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認め、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合は、遅滞なく報告しなければならないこと。

ケ 府貸付金借受融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(ア) 改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(イ) 改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

コ 府貸付金借受融資機関は、転貸申請者との貸付契約を沿岸漁業改善資金借受者借用証書(様式第 14 号)(以下「転貸借用証書」という。)により行うものとする。

サ 府貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、府貸付金借受融資機関が府貸付金を原資として申請者に貸し付ける改善資金の貸付条件とそれぞれ同一条件(償還期日に借受者が府貸付金借受融資機関に償還する日の翌日に府貸付金を府に償還する場合を含む)であることとする。

シ 府貸付金借受融資機関は、府貸付金の交付後、速やかに転貸申請者に対して改善資金の貸付けを行うものとする。転貸申請者は、当該資金の交付を受ける際に、転貸借用証書を当該融資機関に提出するものとする。この場合において、府貸付金借受融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として、転貸申請者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

ス 府貸付金借受融資機関は、第5の2の(1)のシの改善資金の貸付けを行った場合は、速やかに、知事に沿岸漁業改善資金府貸付金貸付業務実施報告書(様式第 15 号)を

提出するものとする。

- セ 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る改善資金の貸付けを受けようとする場合の第5の2の(1)の適用における、知事への提出書類は、認定通知書（その1）及び借入申込書の写しとする。

第6 事業の実施以後の措置

1 事業実施報告

- (1) 府又は府貸付金借受融資機関から貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、事業の完了後 20 日以内に、府規則第8条第2項に定める沿岸漁業改善資金改善措置実施報告書（以下「実施報告書」という。）を貸付けの決定を受けた機関（知事又は府貸付金借受融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。

なお、府貸付金借受融資機関に実施報告書を提出する場合において、実施報告書中「大阪府知事」とあるのは、「府貸付金借受融資機関の長」とする。

- (2) 実施報告書の提出を受けた府貸付金借受融資機関は、その内容を審査し、速やかに、沿岸漁業改善資金府貸付金改善措置実施報告書（様式第 16 号。以下「府貸付金実施報告書」という。）を知事に提出するものとする。
- (3) 知事が実施報告書又は府貸付金実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認めて必要な指示をした場合は、借受者又は府貸付金借受融資機関は、その指示に従わなければならないものとする。

2 貸付資格認定の取消し

知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書（様式第 17 号）により借受者に通知するとともに、借受者が府貸付金借受融資機関から貸付けを受けている場合には、当該融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

3 事業計画の変更

- (1) 借受者は、貸付資格認定後、改善資金により実施する事業が完了するまでの間に、沿岸漁業改善措置実施に関する計画書に記載された計画内容であって、かつ貸付決定額を超えない場合に限り、当該計画の変更を行うことができるものとし、当該計画を変更しようとする借受者は、知事に当該事業の着手前に、沿岸漁業改善資金措置計画変更申請書（様式第 18 号）を提出するものとする。但し、計画の変更内容が、事業費を当初計画の 100 分の 20 未満の範囲内で変更する場合等軽微な変更であるときは、府規則第8条第2項に定める実施報告書（第6の1の(1)の規定により、融資機関に提出する同報告書を含む。）により、報告して差し支えないものとする。

る。

- (2) 知事は、事業計画の変更承認申請書を受けたときは、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、事業計画変更承認書を当該申請者に交付し、その写を関係機関に送付するものとする。

4 償還方法の変更

- (1) 借受者は、改善資金の償還方法を変更しようとする場合（第6の5、第6の6、第6の9の規定による償還方法の変更を除く。）は、貸付決定機関に沿岸漁業改善資金償還方法変更申請書（様式第19号。以下「償還方法変更申請書」という。）を提出するものとする。
- (2) 知事は、借受者（府から貸付金を借受けた者に限る。）から償還方法変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、沿岸漁業改善資金償還方法変更承認通知書（様式第20号）により、当該借受者に通知するものとする。なお、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該借受者に通知するものとする。
- (3) 府貸付金借受融資機関は、借受者（当該融資機関から貸付金を借受けた者に限る。）から償還方法変更申請書の提出を受けた場合は、速やかに、知事に対し沿岸漁業改善資金府貸付金償還方法変更申請書（様式第21号）を提出するものとし、知事は、償還方法の変更を認めたときは、沿岸漁業改善資金府貸付金償還方法変更承認通知書（様式第22号）を当該融資機関に通知し、当該融資機関は、沿岸漁業改善資金償還方法変更承認通知書により当該借受者に通知するものとする。なお、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を借受者に通知するものとする。

5 繰上償還

- (1) 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた改善資金に余剰が生じた場合には、速やかに、繰上償還を行わなければならないものとし、速やかに、沿岸漁業改善資金繰上償還申出書（様式第23号。以下「繰上償還申出書」という。）を貸付決定機関に提出するものとする。
- (2) 借受者は、(1)の規定によるほか、改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に繰上償還申出書を提出するものとする。
- (3) 府貸付金借受融資機関は、借受者から(1)又は(2)の繰上償還申出書の提出を受けた場合は、速やかに、府貸付金の繰上償還を行うものとし、知事に沿岸漁業改善資金府貸付金繰上償還通知書（様式第24号。以下「繰上償還通知書」という。）を提出するものとする。
- (4) 知事は、借受者から繰上償還申出書の提出があった場合は、当該繰上償還に係る償還期限等を当該借受者に通知するものとする。
- (5) 知事は、府貸付金借受融資機関から繰上償還通知書の提出があった場合は、当該繰上償還に係る償還期限等を当該融資機関に通知し、通知を受けた融資機関は、繰上償

還申出書を提出した借受者に対し当該繰上償還に係る償還期限等を通知するものとする。

6 期限前償還

(1) 貸付決定機関は、借受者が次のいずれかに該当するときは、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

ア 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

イ 償還金の支払を怠ったとき。

ウ ア、イに掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(2) 府貸付金借受融資機関は、(1)の期限前償還により借受者から償還金を受領した場合は、速やかに、知事に府貸付金の繰上償還を行うものとする。

(3) 知事は、府貸付金借受融資機関が次のいずれかに該当するときは、当該融資機関に対し、いつでも府貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。

ア 府貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

イ 知事が府貸付金借受融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

ウ 府貸付金の償還金の支払を怠ったとき(借受者による沿岸漁業改善資金の償還を府規則第9条第1項の規定により猶予したことにより、当該融資機関が、府貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)

エ アからウに掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

7 支払の猶予

(1) 貸付決定機関は、借受者が災害(暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象及び病虫害のほか、火災及び盗難等を含む。)又は借受者(その者が団体である場合には、その団体を構成する個人)若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときには、償還金の支払を猶予することができるものとする。

(2) 知事に支払の猶予を申請しようとする者(以下「支払猶予申請者」という。)は、府規則第9条第1項で定める沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(以下「支払猶予申請書」という。)に改善資金の償還が著しく困難であることを証する書面(その理由が災害の場合は市町村長の証明書、死亡、疾病及び負傷の場合は、医師の診断書、盗難の場合は、警察署の証明書、火災の場合は消防署または市町村長の証明書等)を添え、償還期限(分割払いの場合における各支払期日を含む。)の30日前までに知事に提出しなければならないものとする。

(3) 府貸付金借受融資機関から改善資金を借り受けた者で、支払の猶予を申請しようとする者は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(様式第25号)に前(2)と同様の書

面を添え、償還期限（分割払いの場合における各支払期日を含む。）の30日前までに府貸付金借受融資機関に提出しなければならないものとする。

- (4) 知事は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、府規則第10条第2項で定める沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（その1）により、支払猶予申請者に通知するものとし、当該申請者が漁業協同組合に属する者であるときは、当該決定について府規則第10条第4項で定める沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（その2）を漁業協同組合に通知する。
- (5) 支払猶予申請者から沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の提出を受けた府貸付金借受融資機関は、速やかに、知事に対し沿岸漁業改善資金府貸付金支払猶予申請書（様式第26号）を提出するものとし、知事は、これを適当と認めた場合は、府貸付金借受融資機関に沿岸漁業改善資金府貸付金支払猶予決定通知書（様式第27号）を交付し、当該融資機関は、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書により支払猶予申請者に通知するものとする。
- (6) 知事が支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を(4)及び(5)の規定に準じて支払猶予申請者に通知するものとする。この場合、償還金の支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、第6の9の(1)の違約金を徴収するものとする。

8 督促

貸付決定機関は、延滞が発生した場合は、速やかに電話、文書及び面談等による督促を行い債権の回収に努め、回収が困難な場合には、経営実態調査、事後指導等を実施し、事業内容、償還計画等を分析し、改善の具体的方法を助言、指導するとともに、債務者及び連帯保証人に対して督促と交渉を行うものとする。

9 違約金

- (1) 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。
- (2) 府貸付金借受融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、速やかに、府に納付するものとする。ただし、府貸付金借受融資機関が府貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。
- (3) 知事は、府貸付金借受融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が第6の7の(2)及び(3)の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による府貸付金借受融資機関への支払の当日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

第7 その他

1 事前着工

申請者は、改善資金の貸付金の交付又は貸付け資格の認定前にやむを得ず事業を着工しようとする場合は、沿岸漁業改善資金事前着工願（様式第 28 号）を知事に提出するものとする。

2 借入金の辞退

貸付決定機関から貸付決定を受けた者で、改善資金の交付前に自己の都合により当該資金の借受けをしないこととなった場合は、沿岸漁業改善資金借入辞退届（様式第 29 号）を貸付決定機関に提出するものとする。

3 事業完了の遅延

借受者は、改善資金の交付を受けた日から3月（漁業経営開始資金にあっては、6か月）以内に当該貸付金に係る改善措置を完了することが著しく困難である場合は、沿岸漁業改善資金措置実施期間延長申請書（様式第 30 号）を貸付決定機関に提出するものとする。但し、当該完了の遅延が施工業者等からの請求書の遅延に伴う事業費の支払いの遅延である等支払手続きについての遅延であって、借受者の自己の責めに帰すべき理由によらない場合は、第6の1の実施報告書に沿岸漁業改善資金措置実施遅延報告書（様式第 31 号）を添えて提出することとして差し支えないものとする。

4 連帯保証人の追加等

借受者は、次の各号の事由に該当する場合は、直ちに各号に定める届出書を知事に提出するものとする。

- (1) 新たに保証人を追加するときは、連帯保証人追加届(様式第 32 号) 及び保証債務を履行する意思を表示した公正証書の正本（ただし、民法第 465 条の9に掲げる者についてはこの限りでない。）
- (2) 借受者、連帯債務者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、住所等変更届(様式第 33 号)
- (3) 借受者又は連帯債務者が死亡した場合にその相続人が債務の履行に当たるときは、相続人による借受者等名義変更届(様式第 34 号)
- (4) 連帯保証人が死亡した場合は、その相続人による連帯保証人変更届(様式第 35 号)

5 文書の提出

府規則及びこの要綱に定めのあるもののほか、知事に対して文書を提出しようとする者が漁業協同組合に属する者である場合は、当該漁業協同組合を経由して行うものとし、提出を受けた漁業協同組合は、文書を知事に送付するものとする。

なお、漁業協同組合に属さない者であるときは、文書を知事に直接提出するものとする。

6 償還金の納入通知

償還期日の 30 日前までに、資金を借り受けた者に対し、償還金の納入通知を行うも

のとする。

7 細則

この要綱に定めるもののほか、改善資金の貸付けに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

別表1 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資 金 の 種 類	貸 付 け の 相 手 方
1. 操船作業省力化機器等 設置資金及び同みなし経 営等改善資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、 沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体 (漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)、沿岸漁業を 営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下で あるものに限る。)、認定中小企業者及び促進事業者
2. 漁ろう作業省力化機器 等設置資金及び同みなし 経営等改善資金	1. と同じ
3. 補機関等駆動機器等設 置資金及び同みなし経営 等改善資金	1. と同じ
4. 燃料油消費節減機器等 設置資金及び同みなし経 営等改善資金	1. と同じ
5. 新養殖技術導入資金及 び同みなし経営等改善資 金	1. と同じ
6. 資源管理型漁業推進資 金及び同みなし経営等改 善資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、 沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とす る漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営 む者を構成員とする協業体(漁業生産組合及び漁業協 同組合を除く。)、沿岸漁業を営む会社(その常時使用す る従業者の数が20人以下であるものに限る。)、認定 中小企業者及び促進事業者

7. 環境対応型養殖業推進資金及び同みなし経営等改善資金	6. と同じ
8. 乗務員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従事者の数が 20 人以下であるものに限る。）
9. 救命消防設備購入資金	8. と同じ
10. 漁船転覆防止機器等設置資金	8. と同じ
11. 漁船衝突防止機器等購入等資金	8. と同じ
12. 漁具損壊防止機器等購入資金	8. と同じ

別表2 生活改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1. 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
2. 住居利用方式改善資金	1. と同じ
3. 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体

別表3 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1. 研修教育資金	沿岸漁業の後継者たる青少年(おおむね 18 歳以上 40 歳未満の者に限る。)、沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
2. 高度経営技術習得資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体
3. 漁業経営開始資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体